

平成 21 年 5 月 10 日現在

研究種目：若手研究 (B)
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19730034
 研究課題名 (和文) 国際組織責任における加盟国責任法理の実証的・理論的研究
 研究課題名 (英文) International Responsibility of Member States in connection with the Acts of International Organizations
 研究代表者
 田中 清久 (TANAKA KIYOHISA)
 東北大学・大学院法学研究科・助教
 研究者番号：70436070

研究成果の概要：国際組織の加盟国は、国際法上、当該国際組織の行為について責任（「加盟国責任」）を負うか否か、負う場合どのような責任をどの程度負うのか、そしてそれらはどのような基準または根拠により判断されるのか、以上のことについて、関連する資料・情報の収集・整理・分析を通じて、その探究を行った。その結果、この「加盟国責任」に関するルールの規範構造ないし理論枠組みを抽出・提示することに成功し、「加盟国責任」をめぐるこれまでの議論の錯綜状況に対して一定の議論枠組みを提供するという成果につながった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	600,000	0	600,000
2008年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	120,000	1,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際組織、加盟国の責任、国際組織のアカウンタビリティー、国際組織責任、国家責任、国際組織への権限の付与、国際組織法、国際責任法

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初、「国際組織のアカウンタビリティー」という概念が、国際法、国際政治および国際関係論などの分野で注目を集めるようになっていた。特に国際法の分野では、例えば国際法協会 (ILA) や国連国際法委員会 (ILC) あるいはアメリカ国際法学会などによって、この概念を「法的に」理論化・体系化しようとする動きが盛んになりつつあった。しかし、その方法論は必ずしも一致し

ておらず、当該概念をめぐる議論の混乱が見られていた。その一つが、「加盟国の責任」（以下、「加盟国責任」）をめぐる議論の錯綜であった。

(2) 一般に「国際組織」を問題とすると、必ずそこに国家（加盟国）の位置づけの問題が立ち現れてくる。したがって、「国際組織の責任」（以下、「国際組織責任」）や「国際組織のアカウンタビリティー」といった概念

を法的に理論化・精緻化する際、「加盟国責任」の問題は避けては通れない（このことは、ごく最近の ILC による国際組織責任の法典化作業において十分窺うことができる）。

(3) 最近になって、国際司法裁判所や欧州人権裁判所などにおいて「加盟国責任」がクローズアップされるような事例が頻発し、理論としてだけでなく現実の法現象として「加盟国責任」を捉えることができるようになっていた。つまり、「加盟国責任」に関するルールを実証的に研究するための素材が蓄積されつつあったと言える。

(4) 従来は、日本に限らず海外においても、国際組織の内部的な責任の研究や国際組織自身の責任（「国際組織責任」）の研究が主として先行、蓄積されてきた。また、たとえ「加盟国責任」の問題が扱われたとしても、それは EC/EU 法といった特定の観点からのものが主であった。本研究課題である一般国際法の観点からの「加盟国責任」の研究は、以上の点において独自の意義を有するものと思われた。

以前に、万国国際法学会において「加盟国責任」がテーマとして取上げられ議論されたことがあるが、本研究課題はその議論で問題とされた加盟国責任とは異なる類型・種類の加盟国責任（「国際人権条約との関連における加盟国責任」）をも扱うものであり、その点においても独自性を有するものと考えられた。

(5) 本研究は、以上の研究開始当初の背景・動機を踏まえて、この「加盟国責任」の問題に特に着目し、その法的理論化と問題とを探究することにより、「国際組織責任」さらには「国際組織のアカウントビリティー」との関係におけるその法的意義を明らかにしようとした。

2. 研究の目的

(1) 上で述べたように、本研究の目的の一つは、「加盟国責任」の法的理論化とその問題とを探究することにより、「国際組織責任」さらには「国際組織のアカウントビリティー」との関係におけるその法的意義を明らかにすることにある。より具体的に言い換えれば、「加盟国責任」は「国際組織責任」や「国際組織のアカウントビリティー」とどのような関係にあるのか（それらとの関係でどのように位置づけられるのか）、あるいは「加盟国責任」は「国際組織のアカウントビリティー」を確保するにあたってどのような意義ないし役割を有するのか、といったことを探究

し、明らかにすることが、目的の一つである。

(2) 本研究課題である「加盟国責任」に関しては、ILC でその本格的な議論が始まったところであり、近年の ILA や万国国際法学会の作業においてそうであったように、現在の ILC の作業においてもその議論は錯綜を極めている。本研究のもう一つの目的は、このような錯綜状態のなかにおいて、最近の関連する国際判決や学説などを丹念に検討・分析することを通じて、「加盟国責任」の問題を実証的・論理的に整理し、「加盟国責任」に関する一定の議論枠組みを提供しようとするところにある。

3. 研究の方法

(1) 本研究において何よりも必要な作業は、これまで研究代表者が蓄積してきた関連資料の分析結果を基にしなが、今後さらに頻出することが予想される、「加盟国責任」および「国際組織責任」ならびに「国際組織のアカウントビリティー」に関連する諸資料を収集・分析し、知見を更新・蓄積していくことである。具体的には、ILC の法典化作業（採択書および報告書）ならびに関連する国内・国際判決および国際慣行、そしてそれらに伴うアカデミックな反応（関連論稿）を丹念に追い、それらを十分に考察し、本研究課題の理論化・体系化を図っていく。

(2) 上で述べたように、本研究の目的の一つは、「加盟国責任」に関するルールの実証的・理論的分析を通じて「国際組織のアカウントビリティー」概念の実質化・体系化をはかるということにあり、その意味で本研究は法学的アプローチを旨とするものである。しかし、「国際組織のアカウントビリティー」に関連する資料・論稿が国際法分野に限らず国際政治や国際関係論の分野においても頻出する傾向にあることを考慮すると、本研究に対しては、法学的な思考にのみ閉じこめるのではなく、国際政治や国際関係論などからの複眼的なアプローチも必要とされる。したがって、本研究において検討・分析すべき資料のなかには、このような「国際組織のアカウントビリティー」一般に関する資料も含まなければならない。また、「国際組織法」「国際責任法」一般に関する資料についても本研究課題との関係で収集・分析していく必要がある。

(3) 上記の基本となる研究の実体的作業（関連資料の検討・分析）と平行して、国内はもちろん海外の情報源（学会、図書館、大学など）にもできる限りアクセスし、必要な関連資料および情報の充実をはかっていく。

(4)本研究課題に関する研究結果を、各種研究会（例えば東北大学国際法研究会、COE 研究会）などにおける研究報告を通じて、洗練させていく。

(5)本研究に関連する資料・情報の収集およびその充実化については、継続的・持続的にこれを行っていく。関連する新しい国内・国際判決をフォローするのはもちろん、特に国連安保理の行動に関する国際社会の動向や ILC の法典化作業の進展具合によっては、これらを取り込む形で本研究計画を見直し、発展させていく。

(6)以上の研究計画を遂行していくことによって最終的に得られた知見および成果を、最後に論文などの形で具体的に取りまとめる作業を行っていく。

(7)論文の形でまとめた具体的な研究成果を、『法学』や『国際法外交雑誌』などの学術雑誌に投稿し、当該成果の公表を図る。

4. 研究成果

(1)本研究の成果は、最終的に本研究課題に関する論文2本（①田中清久「国際組織の加盟国の国際責任（一）——国際人権条約との関連における加盟国責任を中心に——」『法学』72巻5号、②田中清久「国際組織の加盟国の国際責任（二）——国際人権条約との関連における加盟国責任を中心に——」『法学』73巻1号）を公表することに結実した（後者の論文が掲載された『法学』73巻1号は本年4月末発行予定）。

この論文公表に至るまでにも、研究の形式・実体双方の面において様々な研究成果を得ることができた。そこで以下、時系列に沿って本研究を通じて得ることができた諸成果を記すこととする。

(2)「加盟国責任」および「国際組織責任」ならびに「国際組織のアカウントビリティー」に関連する諸資料を収集・分析し、知見の更新・蓄積を継続的に行うことができた。具体的には、ILC の法典化作業（採択書および報告書）ならびに関連する国内・国際判決および国際実行、そしてそれらに伴うアカデミックな反応（関連論稿）を丹念に追うことができた。また、「国際責任」、「国際組織」および「アカウントビリティー」一般に関係する多様な資料を確保することに成功した。

(3)国内外の情報源にアクセスし、必要な関連資料および情報の充実を図ることができた。その一環として、ローターパクト国際法

研究所（ケンブリッジ大学）を訪問し、関連資料・情報の収集に努めるとともに、当該研究所に所属する研究者と当該研究課題に関して議論を交わすことによって新たな知見を獲得することに成功した。

(4)研究の前半段階における研究成果の実体的内容としては、以下の2点が挙げられる。①「加盟国責任」に関するルールについて、関連する国際実行や国際・国内判決および諸学説の検討・分析を通じて、特に「加盟国責任」を成り立たせる根拠・アプローチに着目することにより、その類型化および一般化を図った。②そのようにして「加盟国責任」に関するルール全体の概要を明らかにした後、それを「国際組織責任」や「国際組織のアカウントビリティー」の観点から考察することを試みた。

しかし他方で、「加盟国責任」自体に対抗・反発するかのような国際組織・国家の現実の意志ないし意向が、「加盟国責任」に関する ILC の作業の進展を契機として、顕著に表明・表出されはじめた。このことは、「加盟国責任」の問題が依然「政策」と「法」の狭間で揺れ動いている微妙な問題であることを痛感させるものであった。

(5)現在、「加盟国責任法」とも言える加盟国責任の体系が、ILC の法典化作業などを通じて明らかにされつつある一方、他方で、「加盟国責任」のそのような一般化・体系化に対抗・反発するかのような国家・国際組織の現実の意志あるいはそのような最新の学説が、表明・表出されているという状況、つまり依然として関連する議論が錯綜を深めているという状況を把握するに至った。

(6)以上のような状況認識を踏まえて、研究の後半段階においては、特に最近になって関連実行（国際裁判実践）の蓄積が際立って見られる類型・種類の加盟国責任、すなわち「国際人権条約との関連における加盟国責任」という加盟国責任の一類型ないし一断面に、検討・分析の焦点を絞り、当該加盟国責任に関するルールの探究・解明を試みることにした。その試みの結果、当該加盟国責任に関するルールの規範構造ないし理論枠組みを抽出・提示することに成功した。これは、加盟国責任をめぐるこれまでの議論の錯綜状況に対して一定の議論枠組みを提供することに資するものと言える。

(7)以上の検討・分析から得られた結果をもとに、再度、関連する ILC の法典化作業を批判的に検討し直した。その結果、当該加盟国責任をめぐるミクロ・マクロの問題点が前景化した。

加えて、当該加盟国責任が「国際組織のアカウンタビリティー」概念との関係でどのような意義ないしインパクトを有するものであるかについて考察した。

(8)以上の研究成果を具体的に取りまとめたものが、先述の2本の公表論文である。

(9)本研究は、「法人格否認（piercing the corporate veil）の法理」と称しうる、国際法ないし国際組織法における一般理論の構築において重要な貢献をなしうるといふ点において、一定の意義が認められる。現在の国際法ないし国際組織法においては、「法人格否認の法理」と称しうる一般理論に関して、いまだ国内法（会社法）におけるような確固とした理論構築や体系化は行われていない。もちろん、国内法平面と国際法平面における議論を単純にリンクさせることは危険であり、国内法上の概念・理論がそのまま国際法平面に妥当するということはない。しかし、このような点に十分に留意しつつも、国内法（会社法）上の「法人格否認の法理」の有する作用ないし機能が、国際平面において見られる法現象のそれと類似するのであれば、国際法平面においても「法人格否認の法理」という形での一般理論化は全く不可能ではないと思われる。

本研究は、国際法平面における「法人格否認」概念の一般理論化ないし体系化そのものを試みるものではないが、少なくともそれに類似の法現象が実定国際法レベルにおいて生起しつつあるということを示唆することができた。

(10)さらに、本研究課題は、国際組織による国際人権・人道法の違反（に事実上相当する行為）から生ずる責任という視点を、その射程に含めるものである。その意味で、本研究は、従来の「国際組織と人権」という法分野、すなわち「国際組織による人権の保障」の観点の主であった法分野に対して、「国際組織の人権アカウンタビリティー」という今までにない新しい視角を提供することにも貢献するものと言える。

(11)また、本研究課題である「加盟国責任」の研究成果は、日本が国連安保理常任理事国になることに伴う義務や責任といったコストについての理解を助けることにも資するという実践的意義をも有している。

(12)先述したように、「国際組織責任」および「国際組織のアカウンタビリティー」については、世界的に見てもその本格的な研究がようやく緒についたところであり、関連する資料が本格的に蓄積し始めたところである。特に本研究課題である「加盟国責任」に関し

ては、ようやくその本格的な議論が始まったばかりであるが、近年のILAや万国国際法学会の作業においてそうであったように、現在のILCの作業においてもその議論は錯綜を極めている。

本研究は、「加盟国責任」に関する諸議論・諸問題を実証的・論理的に整理することにより、以上の錯綜状態に対して一定の筋道をつけることに成功した。

(13)従来は、日本に限らず海外においても、国際組織の内部的な責任の研究や国際組織自身の責任の研究が主として先行、蓄積されてきた。また、たとえ「加盟国責任」の問題が扱われたとしても、それはEC/EU法といった特定の観点からのものが主であった。本研究課題である一般国際法の観点からの「加盟国責任」の研究は、以上の点において独自の意義を有する。

また、以前に、万国国際法学会において「加盟国責任」がテーマとして取上げられ議論されたことがあるが、本研究は、そこで議論された加盟国責任とは異なる類型・種類の加盟国責任（「国際人権条約との関連における加盟国責任」）をも含むものであり、その点においても独自性を有する。

(14)本研究は、「国際組織責任法」という個別的な法分野に対してはもちろん、「国際組織法」や「国際機構論」といった一般的な分野に対しても一定のインパクトを有する。というのは、本研究課題は、国際組織と加盟国の関係をどのように捉えるかという、国際組織を扱う上で避けては通れない本質的で困難な問題（「古くて新しい」問題）に踏み込むものであり、究極的には「国際社会の組織化」をどのように捉え、考えるかという問題につながるものであるからである。

(15)本研究課題である「加盟国責任」は、「国際組織のアカウンタビリティー」を確保するための重要な法分野の一つとして位置づけられるということ、つまり、「国際組織のアカウンタビリティー」概念の実質化・体系化にとって欠かせない重要な法分野であるということが分かった。

したがって、本研究の一連の成果は、本研究の延長線上にある最終的な狙いである「国際組織のアカウンタビリティー」概念の実質化・体系化にとって、非常に有意なものであったと解することができる。今後の展望としては、本研究を足掛かりに、「国際組織のアカウンタビリティー」概念の実質化・体系化をはかる研究をさらに進めていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2件)

① 田中清久 「国際組織の加盟国の国際責任
(二) ——国際人権条約との関連における加盟国責任を中心に——」『法学』73巻1号、
34-112頁、2009年(印刷中)、査読無し

② 田中清久 「国際組織の加盟国の国際責任
(一) ——国際人権条約との関連における加盟国責任を中心に——」『法学』72巻5号、
39-123頁、2008年、査読無し

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中 清久 (TANAKA KIYOHISA)
東北大学・大学院法学研究科・助教
研究者番号：70436070

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし